ロ　補償契約の履行等に関する事項

会社役員の氏名	補償契約の履行等に関する事項

（記載上の注意）

1　会社役員は、株式会社商工組合中央金庫との間で補償契約を締結し又は締結していた役員（取締役、監査役又は執行役に限り、当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。）のうち、該当事項のある者を記載すること。

2　「補償契約の履行等に関する事項」には、次に掲げる事項を記載すること。

①　補償契約に基づき当該会社役員に対して会社法第430条の２第１項第１号に掲げる費用を補償した株式会社商工組合中央金庫が、当該事業年度において、当該会社役員が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨

②　当該事業年度において、株式会社商工組合中央金庫が当該会社役員に対して補償契約に基づき会社法第430条の２第１項第２号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額

⑸　役員等賠償責任保険契約に関する事項　［新設］

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要

（記載上の注意）

1　株式会社商工組合中央金庫が、保険者との間で役員等賠償責任保険契約（会社法第430条の３第１項に規定する保険契約をいう。）を締結している場合に、該当事項を記載すること。

2　「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」には、役員等賠償責任保険契約の内容の概要（被保険者が実質的に保険料を負担している場合にあってはその負担割合、塡補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員等賠償責任保険契約によって被保険者である株式会社商工組合中央金庫の役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）を記載すること。